平成２１年（フ）第２４８号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－５－403号
債務者　橋本　和也
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－５－403号
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目12番27号
債務者　長崎　玉紀
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
堺市南区竹城台３丁１番15―310号
債務者　森本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
大阪府松原市西野々１丁目18番５号
債務者　山本　正博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番344―401号
債務者　久米　清行
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
堺市北区北花田町３―17―24　レジデンス北花田403号室、住民票上の住所大阪市東住吉区矢田２丁目15番17号　２階
債務者　喫茶朋こと　東谷美那子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
堺市美原区多治井687番地
債務者　ユーアイプランニングこと　濵本　裕美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
堺市西区草部291番地１　シャンテⅡ101号
債務者　田中　宏範
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
大阪府松原市三宅東５丁目1838番地の５106号
債務者　米澤　茂樹
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
大阪府松原市三宅東５丁目1838番地の５106号
債務者　米澤千麻紀（旧姓長江）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
堺市北区百舌鳥西之町３丁561番地　仁山田ハイツ203号
債務者　福嶋　忠則
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
大阪府羽曳野市恵我之荘６－４―22　ルミエール203号室、住民票上の住所大阪府松原市西大塚１丁目13番２号
債務者　山本　一**德**
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
堺市東区日置荘西町５丁20番５号
債務者　モアリファインこと　中戸リヨ子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
堺市北区長曽根町633番地　パナハイツ霧島203号
債務者　藤本　笑子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
堺市堺区向陵中町４丁３番10号　向陵マンション５－５号
債務者　梅原富美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番23―504号、前住所堺市南区片蔵662番地２
債務者　福本五百合
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション219号
債務者　山福　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係